

第 8 8 号議案

蒲郡市個人番号の利用に関する条例の制定について

蒲郡市個人番号の利用に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市個人番号の利用に関する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用について必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市の機関は、同表の中欄に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の機関は、当該機関が別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)に準じて行う特別障害者手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	蒲郡市子ども医療費助成条例(平成14年蒲郡市条例第35号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	蒲郡市母子家庭等医療費助成条例(昭和53年蒲郡市条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	蒲郡市心身障害者医療費助成条例(平成18年蒲郡市条例第17号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	蒲郡市精神障害者医療費助成条例(平成7年蒲郡市条例第6号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律に準じて行う特別障害者手当等の支給に関	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎とな

	<p>する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>る事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>健康増進法に準じて行う健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>蒲郡市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同</p>

		じ。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
5 市長	蒲郡市母子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	蒲郡市中心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	蒲郡市精神障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下「自立支援給付関係情報」という。)又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、自立支援給付関係情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの